

重症化 予防給付金

特定生活習慣病の種類

高血圧症

脂質異常症

糖尿病

■責任開始期以後に生じた、所定の特定生活習慣病で医師による

投薬治療を開始したとき

給付金をお支払い

※公的医療保険制度における薬剤料または処方箋料が算定される薬剤の投与または処方が対象となります。

お支払いは1回かぎり

■所定の特定生活習慣病、または悪性新生物（がん）、上皮内新生物等を除く、所定の生活習慣病で入院を開始したとき

重症化予防給付金額：一律5万円

所定の生活習慣病については24ページをご参照ください

生活習慣病 入院一時 給付金

責任開始期以後に生じた、所定の生活習慣病の治療を直接の目的とした

1日以上入院

をしたとき一時金をお支払い

1回の入院につき：特約給付金額
通算支払限度はありません

⚠【ご注意】手術および放射線治療に対する保障はありません。

所定の生活習慣病については24ページをご参照ください



肝硬変で35日間入院しました。給付金はどのように支払われますか？



肝硬変は所定の生活習慣病に該当しますので、医療保険と生活習慣病入院特約からお支払いします。

【例】医療保険	
入院一時給付金額：	15万円
長期入院給付金額：	1万円
生活習慣病入院一時給付金額：	15万円

35日

入院一時給付金：15万円

長期入院給付金：5万円

※長期入院給付金日額×(35日-30日)

生活習慣病入院一時給付金：15万円

重症化 予防給付金

特定女性疾病の種類

子宮筋腫

子宮内膜症

子宮腺筋症

■ 責任開始期以後に生じた、所定の特定女性疾病で医師による

投薬治療を開始したとき 給付金をお支払い

※対象の疾病の進行を抑制することを目的とするホルモン剤の投与または処方を行います。ただし、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により薬剤料または処方箋料が算定されるものに限ります。

お支払いは1回かぎり

■ 所定の特定女性疾病で入院を開始したとき

■ 所定の特定女性疾病の手術を受けたとき

重症化予防給付金額：一律5万円

女性疾病 入院一時 給付金

責任開始期以後に生じた、所定の女性疾病の治療を直接の目的とした

1日以上入院をしたとき一時金をお支払い

1回の入院につき：特約給付金額

通算支払限度：100回

※所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物等の治療を目的とした入院は無制限

▲【ご注意】手術および放射線治療に対する保障はありません。

所定の女性疾病については24ページをご参照ください



子宮筋腫で入院の請求をしました。女性疾病入院一時給付金は支払われているのに、どうして医療保険の入院一時給付金は支払われていないのですか？



以下のようなケースでは、主契約の入院一時給付金は1回目の入院の際にお支払いしており、その後、60日以内の2回目の入院は1回の入院とみなすため、入院一時給付金はお支払いできませんでした。ただし子宮筋腫は所定の女性疾病に該当しますので、女性疾病入院一時給付金はお支払いとなりました。

※このように、前回までの支払状況によっては、一時給付金のお支払いのタイミングがずれる場合があります。

【例】医療保険

入院一時給付金額：15万円

長期入院給付金額：1万円

女性疾病入院一時給付金額：15万円



長期入院給付金は入院日数が31日に達していないためお支払いできません。

以下の支払事由に該当した場合に、給付金をお支払いします。

責任開始期以前に、悪性新生物(がん)または上皮内新生物等と診断確定されていないこと

1回目

がん診断 治療給付金

悪性新生物(がん)

この特約の保険期間中に初めて悪性新生物(がん)と診断確定されること

上皮内新生物等

この特約の保険期間中に初めて上皮内新生物等と診断確定され、治療を直接の目的とする入院を開始すること

⚠️【ご注意】責任開始日から90日以内に診断された、悪性新生物(がん)または上皮内新生物等はお支払いできません。

2回目以降

がん診断 治療給付金

悪性新生物(がん)・上皮内新生物等共通

- ・悪性新生物(がん)または上皮内新生物等の治療を直接の目的とする入院を開始すること
- ・直前に支払われた『がん診断治療給付金』の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過していること

通算10回まで

⚠️ 悪性新生物(がん)と上皮内新生物等については23ページをご参照ください



1回目のがん診断治療給付金が支払われたあと、1年を経過する前に2回目の入院をすることになりました。2回目のがん診断治療給付金は支払われますか？



1回目の支払事由該当日からその日を含めて1年以内の場合はお支払いできません。ただし、1年経過の日付をまたいで入院中の場合は、1年を経過した日の翌日から新たな入院を開始したとみなして2回目以降の給付金をお支払いします。



【ご注意】

詳細は「ご契約のしおり一定款・約款」でご確認ください

責任開始期前に悪性新生物(がん)・上皮内新生物等と診断確定されたとき

- ・がん診断治療給付金はお支払いできません。
- ・当社はこの特約を解除し、下表の金額を契約者に払い戻します。

契約者および被保険者が診断確定の事実を知らなかったとき	すでに払い込まれたこの特約の保険料
契約者または被保険者が診断確定の事実を知っていたとき	この特約の払戻金

責任開始日からその日を含めて90日以内(不担保期間)に悪性新生物(がん)・上皮内新生物等と診断確定されたとき

- ・がん診断治療給付金はお支払いできません。
不担保期間が経過した後、新たに悪性新生物(がん)または上皮内新生物等と診断確定されたことにより給付金の支払事由に該当したときには、給付金をお支払いします。ただし、新たに確定診断された悪性新生物(がん)または上皮内新生物等が、不担保期間中に診断確定された悪性新生物(がん)または上皮内新生物等と因果関係のない場合に限りです。
- ・契約者は、所定の期間内に当社へお申出いただくことによりこの特約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

責任開始期以後に生じた以下の病気で所定の状態に該当したとき、給付金をお支払いします。

複数回
支払対象



急性心筋梗塞

- ・入院を継続20日以上したとき
- または
- ・手術を受けたとき



脳卒中

- ・入院を継続20日以上したとき
- または
- ・手術を受けたとき

各
1回ずつ
支払対象



糖尿病

- ・180日以上継続したインスリン治療を受けたとき
(ただし、経口血糖降下剤では血糖値上昇を抑制できない場合に限り)



高血圧

- ・所定の条件に該当したとき



慢性腎不全

- ・永続的に行う人工透析療法を開始したとき



肝硬変

- ・診断されたとき
(ただし、約款に定める診断基準にもとづいて診断されたとき)



慢性膵炎

- ・診断されたとき
(ただし、特徴的な画像所見または組織所見が認められる状態に限り)

通算10回まで



急性心筋梗塞で、1回目の重度生活習慣病治療給付金が支払われたあと、1年を経過する前に2回目の急性心筋梗塞の手術をすることになりました。2回目の重度生活習慣病治療給付金は支払対象となりますか？



1回目の支払事由該当日からその日を含めて1年以内の場合は、お支払いできません。

11

先進医療特約

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、先進医療による療養を受けたとき、給付金をお支払いします。

Q 先進医療とは何ですか？

A 厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する医療機関で行われるものに限ります。先進医療に該当するかどうかは、必ず治療を受ける前に主治医にご確認ください。

Q 先進医療給付金直接支払サービスとは何ですか？

A 先進医療の中でも「重粒子線(炭素イオン線)治療」「陽子線治療」にかぎり、先進医療給付金を当社から医療機関に直接お支払いするサービスのことです。

⚠【ご注意】契約内容や対象医療機関について利用条件があります。治療にあたり余裕をもってお問い合わせください。

12

移植医療特約

責任開始期以後に所定の移植術または骨髄提供のための骨髄採取手術を受けたとき、給付金をお支払いします。

給付の対象		給付割合	備考
移植術	心臓移植術 肺移植術 肝臓移植術 膵臓移植術 小腸移植術	100% 100% 100% 100% 100%	
	腎臓移植術	30%(2回目以降は10%)	通算3回まで
	骨髄移植術	30%(2回目以降は10%)	通算3回まで
骨髄幹細胞採取手術 末梢血幹細胞採取手術		3%	通算2回まで

※移植医療給付金のお支払いは、給付割合を通算して100%をもって限度とします。

※骨髄幹細胞、末梢血幹細胞の採取手術に対する給付金のお支払いは、この特約の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日以降に行われたものであることとします。

Q 骨髄ドナーとなり、入院しました。入院や手術に関する給付金は支払対象となりますか？

A ドナーご本人の疾病やケガの治療を目的とした入院・手術ではないため、入院や手術に関する給付金はお支払いできません。

責任開始期以後に生じた不慮の事故により以下の事由が発生し、180日以内に治療を受けたときに給付金をお支払いします。

- ①骨折……………「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折の場合や、骨折部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板など）の場合を除きます。
- ②関節脱臼………「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- ③腱の断裂………「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。なお、靭帯の断裂・損傷、肉離れは、腱とは異なるため該当しません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は「四肢における骨折または関節脱臼」に関する施術にかぎり、お支払いします。



お支払いできる場合

自転車で走行中に転倒、左手を骨折し、医療機関にて治療を受けた。
不慮の事故を原因とした特定損傷のため、特定損傷給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

骨粗しょう症の治療中であり、立ち上がろうとして左手に体重をかけた際に骨折し、医療機関にて治療を受けた。

激しい胸痛があったため、医療機関を受診したところ、咳を原因とした肋骨骨折と診断され治療を受けた。

不慮の事故を原因とした骨折ではないため、特定損傷給付金はお支払いできません。

